社会保険 ちば

8

August, 2018

～ トピックス ～

国民年金保険料の5年後納制度の終了について

国民年金保険料の納付機械の拡大を図り、平成27年10月1日からの３年間に限り、納め忘れた国民年金保険料を納めることができる制度が、平成30年9月30日**（手続きは9月28日まで）**で終了します。

詳しくはP.2へ

ジェネリック医薬品に関するお知らせ

協会けんぽでは、加入者様のお薬代の負担軽減を図れるほか、健康保険財政の改善にもつながることから「ジェネリック医薬品」の普及を推進しております。

詳しくはP.4へ

千葉こどもの国kidsdom

入園割引券を県内の会員事業所様に配布しています。

詳しくはP.6へ

紙面から

日本年金機構からのお知らせ　ー事業主の皆様へー

・国民年金保険料の５年後納制度の終了について …… P. 2
・年金相談の予約専用電話開設について …… P. 3
・「ねんきんネット」での年金情報の確認について …… P. 3

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

・ジェネリック医薬品に関するお知らせ …… P. 4
・救急安心電話相談の利用について …… P. 5
・協会けんぽの松戸、木更津・船橋、市川年金事務所
出張窓口営業日について …… P. 5

千葉県社会保険協会からのお知らせ

・個別年金相談事業のご案内 …… P. 6
・被保険者等の健康保持増進事業のご案内 …… P. 6

＜＜日本年金機構からのお知らせ＞＞

国民年金保険料の５年後納制度が９月３０日で終了となります

平成２７年１０月１日から、「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」に基づき、過去５年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる後納制度が施行されました。

この制度は、国民年金保険料の納付機会の拡大を図り、無年金・低年金を防止することを目的として、平成２７年１０月１日から平成３０年９月３０日までの３年間に限り、納め忘れた国民年金保険料を納めることができる制度です。

後納制度が平成３０年９月３０日（手続きは９月２８日まで）で終了することから、より多くの方に当該制度を周知し利用を促進するため、後納可能な未納期間を有する全ての対象者にお知らせをお送りすることとしています。

お知らせの様式（はがき裏面）

国民年金保険料の納め忘れがある方へ

後納制度の利用期限は平成30年9月30日まで

照会番号
作成年月日

1．後納により得られるメリット

①将来受け取る年金が増額します

１カ月分の後納保険料の納付で増額する老齢基礎年金額の目安

779,300円（※1） / 480カ月（40年×12カ月） ＝ 約1,624円（年額）

※1:平成30年度の老齢基礎年金額　779,300円（満額）

（例）12カ月分の後納保険料を納付した場合
1,624円×12カ月＝約19,480円（年額）

②年金を受け取れる可能性があります

老齢年金の受給には、保険料を納付した期間、免除された期間合算対象期間（※2）の合計が２５年必要でしたが、平成２９年８月から１０年に短縮されました。

※2:合算対象期間…年金額には反映されないが、受給資格期間に算入できる期間（昭和６１年３月までの間で厚生年金等の加入者の配偶者であった期間等）

2．後納可能月数・後納制度の利用期限

①平成25年8月～平成28年4月の後納可能月数

年度	保険料月額	後納可能月数
平成25年度	15,580円	2
平成26年度	15,590円	0
平成27年度	15,760円	12
平成28年度	16,260円	1
合計	―	15

○平成３０年●月●●日現在のデータで作成しています。表示している月数以外にも後納可能月がある場合があります。
○480カ月を超える納付はできません。
○後納可能月数のうち、一部の月のみ納付も可能です。

②後納制度の利用期限

◆国民年金保険料は納付期限から２年を過ぎると時効となり納付ができません。

◆過去５年以内の期間に納め忘れた保険料を納付できる「５年後納制度」が平成２７年１０月から開始されました。

後納の手続き	平成３０年９月２８日（金）まで（※3）
保険料の納付	平成３０年９月３０日（日）まで

※3:納付書を交付しますので、手続きはお早めにお願いします。

3．後納保険料の納付には手続きが必要です

◆５年後納制度を利用するには、「国民年金後納保険料納付申込書」の提出が必要です。

◆既に申込みされた期間は、申込書の提出は不要です。

◆ご希望の方は、裏面の「ねんきん加入者ダイヤル」へご連絡または、最寄りの年金事務所へこのハガキをご持参ください。

◆申込書は日本年金機構のホームページでも入手できます。

＜＜日本年金機構からのお知らせ＞＞

年金相談の予約専用電話を開設しております

予約受付専用番号	０５７０－０５－４８９０（ゴヨヤクヲ）
受付時間	８：３０～１７：１５（土日祝日及び年末年始を除く）

年金相談・お手続きの際は

予約相談

をご利用ください。

ご予約いただくと・・・

① お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます！

② 相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します！

ねんきんネットでご自身の年金情報が確認できます

あなたの年金
簡単便利な　ねんきんネットで！

◇24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで、最新の年金加入記録を確認できます！

詳しくはＷＥＢで！

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

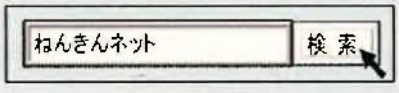

スマートフォンでのご利用登録はこちら

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

▼事業主様へ▼
ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。

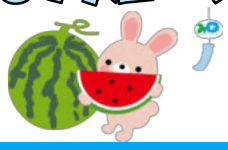

ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りいたします

お知らせをお送りする方

◆主に慢性疾患（喘息、リウマチ等）などの先発医薬品を長期間服用されている方
◆お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

※ すべての加入者様に通知されるものではありません

30年度内に2回お知らせを送付します

第1回：平成30年8月頃
第2回：平成31年2月頃

加入者（被保険者）様の住所へ直接送付します

お知らせの内容

ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方に、１ヶ月分の自己負担軽減可能額等をお知らせするものです。

協会けんぽでは、加入者様のお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取組みの一環として、ジェネリック医薬品軽減額通知を実施しています。

※ この通知サービスは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではございません。
ジェネリック医薬品を知ってもらうこと、先発医薬品以外にもジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。
※ 使用できる病気（効能）が異なるときや在庫がないなどの理由で、ジェネリック医薬品に切り替えることができない場合もあります。

ジェネリック医薬品とは？

◆効き目や安全性が先発医薬品と同等と厚生労働省から認められたお薬です

◆先発医薬品の特許期間が過ぎた後に、先発医薬品の有効成分を使って開発しているため、価格は5割程度、中にはそれ以上安くなる場合があります

◆大きさを小さくして飲みやすく改良したものなど、服用しやすいよう製造の工夫がされているお薬もあります

«ジェネリック医薬品に変更した場合の負担金額（例）»

例1）高脂血症の場合（3割負担）
<高脂血症の代表的な薬を1日1回1年間服用>

先発医薬品	16,430円
ジェネリック医薬品	9,860円

差額 6,570円

例2）糖尿病の場合（3割負担）
<糖尿病の代表的な薬を1日2回1年間服用>

先発医薬品	6,570円
ジェネリック医薬品	2,190円

差額 4,380円

出典：ジェネリック医薬品学会リーフレット
「ご存知ですか?家計にやさしいお薬を！」

これまでにお知らせをお届けした方のうち、概ね4人に1人の方がジェネリック医薬品へ切り替えを行っており、このお知らせによる軽減効果額の累計（平成21年度から29年度１回目まで）は約1,062億円／年（単純推計）となりました。ご協力ありがとうございました。

≪お問い合わせ先≫
協会けんぽ千葉支部　企画総務グループ　☎043－308－0522（直通）

病院に行くか、救急車を呼ぶか迷ったら・・・

救急安心電話相談 を利用しましょう！

具合が悪くなり、「医療機関を受診するか」、「救急車を呼ぶか」迷われたときは、 救急安心電話相談 をご利用ください。
看護師が相談に応じ、必要な場合は、医師に転送されます。

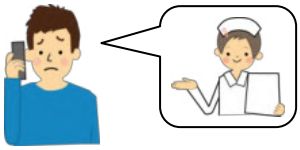

千葉県 救急安心電話相談

●千葉県内のプッシュ回線・携帯電話からの場合

#7009

●ダイヤル回線・IP電話・PHSからの場合

03−6735−8305

【受付時間】

平日・土曜日	18：00～23：00
日曜日・祝日 年末年始・GW	9：00～23：00

小児のご相談は こども急病電話相談をご利用ください

●プッシュ回線・携帯電話からの場合

#8000

●ダイヤル回線・IP電話・光電話から または 銚子市からおかけの場合

043−242−9939

【受付時間】

毎日	19：00～翌6：00

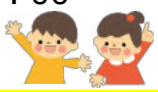

救急安心電話相談は、地域の限られた救急車を有効に活用し、緊急性の高い症状の傷病者にできるだけ早く救急車が到着できるようにすること、また患者が適切なタイミングで医療機関を受診できるよう支援するためのものです。

救急出動件数は年々増加し、救急車の現場到着時間が遅延しているという現状があります。
平成29年中の救急車による救急出動件数は約634万件（対前年比約13万件増）と過去最多※となりました。
救急安心電話相談は救急車の適正利用や、医療機関における救急医療相談・時間外受付者数の抑制など、救急医療体制全体の円滑化につながります。

※参考：総務省（平成30年3月14日）「「平成29年中の救急出動件数等（速報値）」の公表」（報道資料）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000538159.pdf

救急安心電話相談につきまして、詳しくは千葉県ホームページをご覧ください 救急安心電話相談 検索

協会けんぽの千葉県内年金事務所出張窓口の営業日について

千葉県内の年金事務所（4か所）に出張窓口を設けております

出張窓口	営業日（祝祭日、年末年始は除く）	営業時間
松戸	月～金	AM 8：30～12：00 PM 13：00～17：15 ※12：00～13：00は不在となります
木更津・船橋	月初日・月・水・金	
市川	月初日・火・木 （祝祭日の場合、翌日営業）	

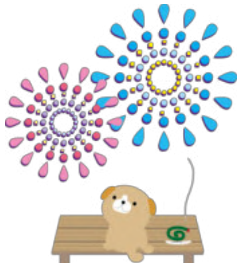

協会けんぽの各種申請書は
すべて郵送でお手続き可能です

郵送での提出にご協力を
お願いいたします！

〒260-8645 千葉市中央区富士見2-20-1 日本生命千葉ビル9階
TEL：043−308−0521（代表） 【受付時間：8：30～17：15】

間違い電話にご注意ください！
お問い合わせの際には、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようよろしくお願い申し上げます。

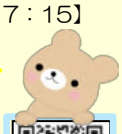

「千葉県社会保険協会の会員の皆様へ」

千葉県社会保険協会からのお知らせ

個別年金相談事業のご案内

(一財)千葉県社会保険協会では、退職後の生活設計等のご参考になるよう、当協会が契約する社会保険労務士会を各事業所に派遣し、個別年金相談をお受けする事業を行っております。

相談随時受付中！

50歳代従業員対象、ベテランの年金相談員がお答えします

就業規則で定年を60歳と定めている企業も、平成18年4月から法律改正により、段階的に65歳までの雇用が義務化されております。

60歳定年で退職する人 ➡ 老齢年金はいくらもらえる？雇用保険の失業給付の手続きはどうなる？など
加入期間の確認について ➡ 不明期間の確認方法は…など
定年後も再雇用制度で在職する人 ➡ 老齢年金はいくら減額になる？
雇用保険からの給付金請求手続きは？など
その他ライフプランのご相談 ➡ 遺族年金、介護保険など
事業主からの相談もOK ➡ 労務・人事管理問題など

相談はお一人でも可能です

個別年金相談会をご希望されます事業所は、希望相談日時、相談者数と事業所までの交通機関をご記入のうえ、下記申込み先へ**FAX**にてお申込みください。
※費用等は一切無料です。お気軽にお申込みください。(業務に支障がないよう、日曜、祝日、平日の５時以降の相談も可能です)
※この相談を受ける方々の個人データ等の守秘義務は厳守する契約となっております。

申込み および 問い合せ先 ➡ **電話 043-233-3971 FAX 043-233-3973 一般財団法人千葉県社会保険協会**

被保険者等の健康保持増進事業のお知らせ

「千葉こどもの国kidsdom」の入園割引券を配布しています

山倉ダムのほとりにある千葉こどもの国kidsdom(キッズダム)。水と緑に囲まれた子どもたちの王国です。木立を走り抜けるゴーカートやサイクリング、ローラースケートやダムダムボールで思いっきり体を動かしましょう！ジャイアンキューブなど屋内での遊びも充実しています。芝生公園ではお弁当も食べられピクニックに最適です！
ご家族でお出かけになってみてはいかがでしょうか♪

千葉こどもの国kidsdom入園料金表と割引

	一般料金	協会契約(団体)料金	協会補助金	利用者窓口支払料金
大人(高校生以上)	700円	630円	230円	**400円**
子供(小中学生)	300円	270円	170円	**100円**
幼児(3才～小学生未満)	200円	180円	180円	**0円**

●申込方法 社会保険の記号番号と事業所名、所在地、電話番号と所要枚数(大人○枚・子供○枚・幼児○枚)をA4サイズの用紙に記入し、割引券送付先を記入した返信用封筒(92円切手貼付で30枚まで可)を同封のうえ、郵送にて当協会(下記宛先)へお申込みください。

宛先	〒260-0001 千葉市中央区都町3－18－13 一般財団法人 千葉県社会保険協会 ☎043－233－3971

※**１事業所各券15枚まで**とさせていただきます。

●有効期限 平成30年3月31日まで

表紙写真説明
「風に乗る」
(撮影場所 銚子市)
社会保険写真コンテスト応募作品
銚子市三軒町 稲荷鉄工(株)
石毛 忠男 氏 撮影

社会保険ちば
発行所 (一財)千葉県社会保険協会

◆用紙配布所についてのお知らせ◆

平成30年7月1日より南房総市朝夷商工会**白浜支所**での用紙配布は終了いたしました。御商工会には、長い間ご理解とご協力を賜りましたこと、心から御礼申し上げます。 ※南房総市朝夷商工会では、今までどおり用紙配布を行わせていただいております。

綴じて保管しましょう!!

記事提供 日本年金機構・全国健康保険協会千葉支部